

上尾市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年5月7日付け上尾市監査委員告示第3号で公表した定期監査の結果に基づき、上尾市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨の通知を受けたので、別紙のとおり公表する。

令和2年9月3日

上尾市監査委員	小	林	二三男
上尾市監査委員	矢	部	勝巳
上尾市監査委員	鈴	木	彬

指摘事項措置報告書

指摘事項	措置状況
<p>契約関係</p> <p>次の契約については、一部に不適切な契約事務手続きが見受けられたことから、適切な事務処理を行う必要がある。</p> <p>契約履行期間経過後に変更契約されていたもの</p> <ul style="list-style-type: none">・各選挙における選挙公報配布業務及び選挙のお知らせ配布業務	<p>契約時には、履行期間を考慮するとともに、請負者には配布数の集計を速やかに行い履行期間内に報告するよう求めることとする。</p> <p>上記内容について、再発防止のため、事務局内で周知し、研修を行った。</p> <p style="text-align: right;">【選挙管理委員会事務局】</p>